

平成30年  
4月から

国民健康保険の広域化に伴う制度変更について

都道府県単位で資格を管理・  
保険証記載内容の変更

平成30年4月からの「国民健康保険の広域化」に伴って、加入者資格は都道府県単位で一体的に管理されることとなります。加入者資格の届出受付と被保険者証の発行は、これまでどおり町が行います。これに伴い、被保険者証の記載内容の一部が、下記のように変更になります。

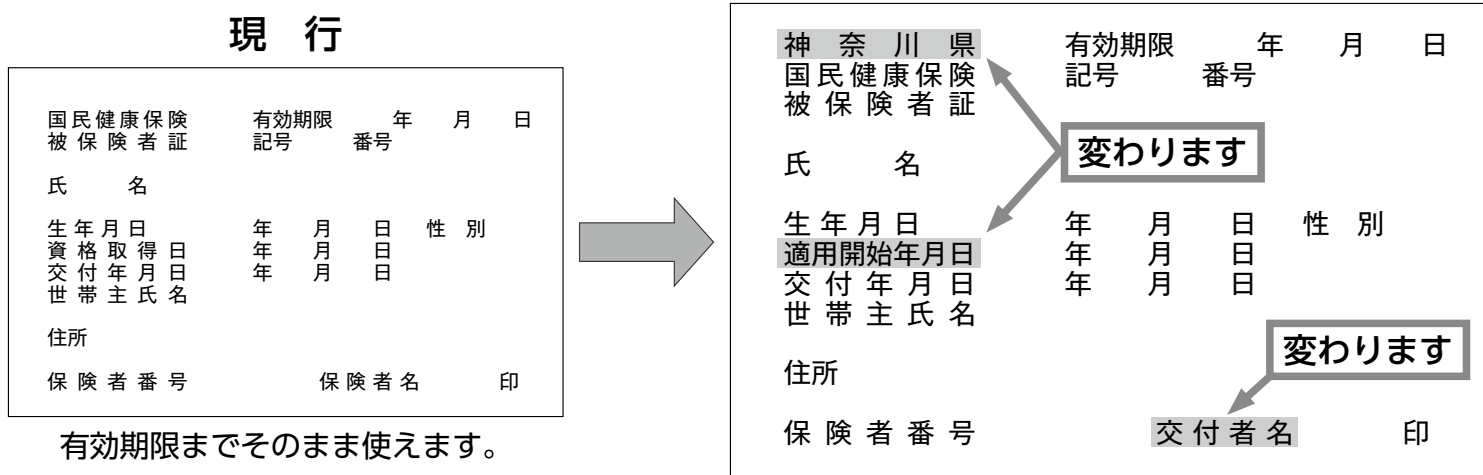
記載内容の変更は、原則として、現在お持ちの被保険者証の有効期限が切れ、更新される際に行われます。

●町から被保険者証の更新案内が届くまでは、現在、お手元にある保険証をそのままお使いください。

●松田町における被保険者証の改正は交付年月日が平成30年10月1日の一斉更新のものからとなります。

平成30年度から 被保険者証が変わります

改正(案)



有効期限までそのまま使えます。

県内転居者を対象とした  
高額医療費の負担軽減

国民健康保険には、医療費の自己負担額が高額になったとき、所得や年齢に応じて月単位で負担額に限度を設け、限度額を超えた分を支給する高額療養費制度があります。

これまで、この限度額は市町村ごとに計算をしてきましたが、広域化後は都道府県単位で限度額を計算する仕組みが導入されるため、医療費負担が軽減される場合があります。新たに導入される仕組みは次の2つです。

I 月単位で設けられる限度額について、月途中に、県内市町村間において転居をした場合、限度額を2分の1に減額します。

II 1年のうち4回以上高額療養費が支給された場合に限度額を軽減する制度(多数回該当)について、県内市町村間を転居した場合でも、回数を通算します。

これにより、県内転居に際し多数回該当を受けやすくなります。

【問い合わせ】 町民課 国保年金係 ☎(83)1225

高額医療費の負担が軽減される場合

例) A町→B市→D市→B市→A町と転居した場合

○は高額療養費に該当した月を示します。

4月からは、A町の1回(4月)にB市の2回(5月・7月)がカウントに加わり、多数回に該当する4回目は8月になります。

※平成30年3月末までは、従前の制度が適用されます

Table with columns for month (4月-9月) and rows for location (A県, B市, C県, D市). Circles indicate high medical cost coverage eligibility. A path shows the person moving from A town to B city to D city to B city to A town, with eligibility occurring in April, May, July, and August.

松田山ハーフガーデン info 「松田山ハーフガーデンパートナーズによる指定管理終了のお知らせ」 私達、松田山ハーフガーデンパートナーズは2018年3月31日をもって5年間の指定管理業務を終了致します。町内外の皆さまには多大なる御支援を賜り感謝申し上げます。とても楽しい5年間でした。最終営業日は3/28です。本当にありがとうございました!!

「個人番号カード」(マイナンバーカード)は、申請により、初回は無料で交付されます。マイナンバー制度についてのお問い合わせは、次のフリーダイヤルへおかけください。「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 平日 午前9時30分～午後8時 土日祝 午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く) 公式サイト マイナンバーカード総合サイト 検索